

## 人種差別撤廃条約における「人種」「世系」「カースト」

パトリック・ソーンベリー

### はじめに

この論文を執筆している時点で、二〇〇二年八月の人種差別撤廃委員会による世系に基づく差別についての一般的な勧告29の採択からすでに一年以上が経過している。この勧告の採択に先だつて行われた世系に基づく差別をテーマにした討議や委員会会議の中身についてはこの論文の後半部で考察するが、まずもって、人種差別撤廃委員会が世系に基づく差別について、条約に基づき広範に適用可能な文書を国際的な舞台において初めて採択したあの会議の感動を、関係者の誰もが思い起こすだろう。今日の国際的な人権基準の発展を見ると、民族的・種族的マイノリティ、宗教的および言語的マイノリティ、先住民族に関する文書の策定においては相当な進展が見られる。しかし、カーストや世系に基づく集団（以下、

カースト集団とする）はどうかといえば、彼（女）らの運動によつて国際的関心は高められたとはいえ、この人種差別撤廃委員会の勧告に至るまでは、それらマイノリティと同等の国際的な注意に浴してこなかった。私たちは、人種差別撤廃委員会によるこの勧告がもつ人権基準の確立という規範的価値をことさら強調する必要がある。この勧告は、性質上、一般的である人種差別撤廃条約から派生したものであるため、国連総会の宣言や専門的な国際条約のような、カーストについての独立した文書の部分的代用物ではない。

しかしながら、この勧告は、該当する集団が直接言及されてはいないものの、既存の人権文書を精緻化する作業が特定集団のために役立ちうることを例証している。人種差別撤廃条約自体も、その第一条で「人種、皮膚の色、世系、又は民族的もしくは種族的出身」に基づいた差別について言及しているだけである。人種差別撤廃委

員会はマイノリティや先住民族に特化した一般的勧告をこれまでも作成してきたが、それらの集団も条約の本文では言及されていないのである。

カースト集団は、特にアフリカとアジアの、特定の慣習や宗教制度の浸透した国々、典型的にはヒンドゥー教社会に見られる。ダリット、部落出身者、その他の人々が、根深い差別の行動様式に直面し、差別による苦難の重荷を取り除こうと闘っている。先住民族やマイノリティと異なり、カースト集団は自分たちのもつ「違い」を宣伝することに無関心であったりする一方、カースト集団の中には、抑圧的な慣習や宗教制度の外側に立つことを望み、「ダリット主義 (Dalitism)」のような特別な世界観を構築あるいは再構築しようとする人々もいる。

ダリット問題などについての議論は多くの方面から出されるが、ダリットを「割り当てられた地位」にとどめて支配下に置こうとする宗教的あるいは社会的多数派、さらには、宗教的支配層をやむを得ずなだめている政府から特に出される。この問題についての国際的な吟味を拒んでいる政府もあるし、協力的な政府もある。

カースト集団とその他の集団が協力することもある。例えば、国連の先住民族の作業部会でダリットが意見を述べたりすることである。そこでは、先住民族と同様に、

ダリットが植民地支配者によって荒廃させられた先住文化を代表すると主張されている。カースト集団が先住民族の戦略をとり、差別と闘う戦略を単純化させて問題の認知度を高めようとするのは不適切なやり方だとして、それに反対する運動家もいる。

この論文は、カースト集団による人種差別撤廃条約、とりわけ第一条の活用に関する概念上の問題について考察するとともに、人種差別撤廃委員会の一般的勧告<sup>29</sup>の簡単な解説を含むものである。

### 一 「人種的差別」と「人種」

人種差別撤廃条約では、「人種的差別」(racial discrimination) について、「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であつて、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの<sup>30</sup>」と定義されている。しかし、「人種」(race) については定義されていない。この点からも明らかのように(しかし、よく見過ごされているが)、この条約の包括的用語は「人種的

「差別」であつて「人種」ではない。つまり、第一条で、「人種」に加えて他の四つ、あわせて五つの差別事由が並記され、この条約が規定する「人種的差別」の意味が示されている。この条約の適用範囲は、人種についての民間伝承的あるいは「科学的」な概念よりも広く、多くの活用がありうることは明らかである。

特に国連時代において「人種」は常に観念的および政治的な破壊と攻撃の対象であつた。ユネスコが「人種」についての根本的な批判の土台を築いたが、それは以下のように、ダーバン反人種主義・差別撤廃世界会議での欧州連合（EU）を代表したベルギー政府代表の発言にも表れている。その代表は、人種差別撤廃条約の第一条を引用して次のように述べた。

ここでの我々の仕事は人種的差別の撤廃をさらに前進させることである。人種的差別の根拠を認定しこの条約を適用する上で、人種概念がその手助けになるかもしれない。EU加盟国は、異なる「人種」の存在を示唆するいかなる表現も、人類の統一を否定する恐れのある後退として解釈されうると考える。人種的差別を認定し、またはそれと闘うためにはかかる表現は不要でもある。（中略）これは、差別の原因としての「人種」や、人種主義および人種的差別の表れを否定するもの

ではない。

つまり、人種主義に対抗する上で、私たちは「人種」の存在を信じることを強制されないし、「人種」を水平的に分類する説明や垂直的に階層化する説明も受け入れなくて構わないということである。「人種」の概念について議論を展開するという難題は、条約第一条にある他の用語を精緻化することによって和らげることができ<sup>5</sup>る。

## 二 「世系」と「人種」

前述の通り、人種差別撤廃委員会は、マイノリティ、先住民族、庇護を求める人や難民、すべての種類の移住者に継続的に注意を向けてきた。国連でのダリット問題の提示には「人種」の視点からせまつたものがあつたが、条約第一条に関していえば、人種差別撤廃委員会のカースト集団へのアプローチの本質は、「人種 (Race)」よりもむしろ、もっとも近い語義をもつ「世系 (descent)」のほうを考慮することである。特定の集団に対して同族結婚などのカーストの属性を判断することは、不変の特性あるいは矯正不可能な「他者性」なるものに基づいて「人種」や「皮膚の色」、「種族性」などに付随する属性を判

断するプロセスを想起させる<sup>6</sup>。つまり、カーストもしくはそれに類似した形態の社会的階層は、第一条に列記された他の差別事由と同様に「人種のような」性質をもちうるし、たとえ「世系 (descent)」がその中でもっとも近い語義をもつとしても、「人種 (race)」の枠組みに当てはめて考えることもまた適切なのである。

さらに言えば、「人種 (race)」という言葉を使うほうが「世系、家系、血統 (descent, ancestry or lineage)」などの言葉を使うよりも論争を引き起こしてこなかった。この感覚は英語やロマンス語系の言語の特徴として一八世紀末までに生じていた<sup>7</sup>。言い方を換えれば、「人種 (race)」という言葉の歴史をたどれば「世系 (descent)」という言葉の成り立ちがわかる。「人種」の概念の形成過程において、元々は簡潔であった系統 (genealogy) の概念は、同種間の身体的・知的差異、進化や道徳観の差異によって徐々に表層を覆われてしまった。「人種」についての諸説に混乱しながらも、ウイリアムスは次のように結論づけている。

混乱の後にしばしば見られる、あるいはかかる混乱に よって合理化される偏見や残忍さは、それ自体が邪悪であるばかりか、大変複雑であるために、人類の多様性と共同体の現実を（偏見なく）認識するために必要

な言葉が時に危険にさらされる<sup>8</sup>。

### 三 「カースト」

ベイリーによると、「カースト (caste)」という言葉はラテン語の「カストゥス (castus)」から派生した言葉で、スペイン語・ポルトガル語において「カस्ता (casta)」に変化し、動物学や植物学の分野で使われていたという<sup>9</sup>。その後、それはアメリカ先住民の集団と家系を言い表すのに用いられた。つまり、「血統にこだわるイベリア人入植者が、白人系と非白人系の混合した人々に対して」使ったものだ<sup>10</sup>という。インドではポルトガル語の「カスタ (casta)」は宗教の分野でも使われ、その後「インドに関するオランダ語と英語の文献に（中略）ポルトガル語の用法が取り入れられ、人種 (race) や階級 (class)、国家 (nation)、セクト (sect)、トライブ (tribe) といった他の不明確な言葉とともに、それらと同様の不明瞭さをもって使われた<sup>11</sup>」。

このようにして見ると、「人種 (race)」、「世系 (descent)」、「カースト (caste)」という言葉の間に厳密な線を引こうと試みても明確な結論は出ないようだ。カースト問題についての歴史上の、そして最近の文書の

多くにおいて、それらの言葉の範疇にずれが見られる。<sup>12</sup> 人種、世系（そしてカースト）の交差する部分を精緻にすることで、条約の中の様々な用語が一つの用語で完全に包含できると考えるべきではない。そこには意味の共通する部分とともに微妙な差異もあるからだ。

これらの用語のうち、もつとも間口の広いのは「世系 (descent)」である。なぜならすべての人に「世系」が存在するからだ。特定集団に対する世襲的性質に基づく差別であることが明白で、語義の狭い他の用語ではそれが容易に理解されない場合、「世系 (descent)」という言葉は、どれだけ概念が変化しようとも、規範的なセーフティネットとして働く適切な用語である。

#### 四 第一条にあつて第五条にはない「世系」

人種差別撤廃条約に見られる「世系 (descent)」という言葉の使用は、人権法においては唯一ではない。ILOの「先住民族および種族民に関する条約第一六九号条約」第一条一項は、特に「征服または植民地化の時点において、その国またはその国が属する地域に居住していた住民の家系 (descent)」に基づく先住民族の地位を含めている。

しかし「世系 (descent)」の使用は稀である。それは、人種差別撤廃条約以前の差別に関する主要な文書には使われていない。「カースト」についてもそうである。<sup>13</sup> 「世系 (descent)」を人種差別撤廃条約に含めることは、国連総会第三委員会においてインド政府によって提案され、<sup>14</sup> さほどの議論もないまま承認されている。「世系 (descent)」は一部で「national origin (民族的出身あるいは国民的出身)」についての解釈の混乱をカバーすることを意図したように見受けられる (nationality もまた議論を呼んだ言葉である) <sup>15</sup> が、それらの区別については起草過程の記録を見ても明らかになっていない。カーストが条約の適用範囲に含まれることは第一条の起草段階で暗に示されていたが、それがより明確にされたのは第一条四項および第二条二項の起草時のインド政府による働きかけによる。インド政府代表は、第一条四項が「同じ人種に属し、種族的出身も同じ我が国の市民であるにも拘わらず、カースト制度によって何世紀にもわたって惨めで抑圧的な状況に置かれてきた特定集団の人々を助けるために、暫定的で特別な措置を講じることを目的として条約草案の中に含まれたのだ」<sup>16</sup> と指摘した。だから、条約第一条において特に「人権」に言及したことと、カースト問題との関係性についての論議がどうであれ、条

約の文脈全体で、そして特に特別措置の概念においては、カーストによる障害を取り除く根拠がここに一つ提示されている。

「世系 (descent)」の使用は条約全体を通じて一貫しているわけではない。例えば第五条の差別の禁止事由には「世系 (descent)」は含まれていない。これはあまり指摘されていないが、チエコスロバキアの代表が、第一条との整合性をもたせるために「世系 (descent)」を第五条に挿入するよう提案したが、オーストリア政府代表により即座に説得がなされ、提案が撤回されたことが準備作業からは明らかになっている。議事録にはそれ以上の説明は見あたらない。<sup>17)</sup>

## 五 世系とカーストに関する委員会の実行例

インド政府の国家報告の審査において、人種差別撤廃委員会は、インドの指定カーストおよび指定部族の状況もこの条約の対象範囲にあると結論づけ、「世系 (descent)」が「『人種』<sup>18)</sup>だけに関連したものではない」ことを確認してきた。この見解は、「世系 (descent)」を「人種」に関連づけ、「インドにおいて『人種』は『カースト』と区別される」と主張するインド政府によって

反論されてきた。<sup>19)</sup> 条約の起草時のインド政府の働きを想起すれば、その立場の変化が見られる。<sup>20)</sup> インド政府は当該集団に関する情報を提供する意志を示している。<sup>21)</sup>

カーストおよび類似する社会階層の制度の問題は、バングラデシュ、日本、<sup>22)</sup>ネパール<sup>23)</sup>他の国についての報告でも取り上げられてきた。<sup>24)</sup> 日本の場合、審査した委員会は「締約国の考えに反して、『世系 (descent)』という用語は独自の意味をもち、人種もしくは民族的または種族的出身と混同されるべきではない」と考え、日本政府に対して「部落出身者を含むすべての集団」の権利擁護を確保するよう勧告した。<sup>25)</sup> しかし、日本政府は政府報告で示唆した立場を変えることなく、「世系 (descent)」の意味に関して(中略)日本政府は委員会の解釈を共有しない」と述べた。<sup>26)</sup> しかし、人種差別撤廃委員会の最終所見に対する反論を見る限り、日本政府が委員会見解を拒絶する規範的根拠は明確なわけではない。

## 六 一般的勧告<sup>29)</sup>

二〇〇一年、人種差別撤廃委員会の委員は、広く意見を交換させた上で、「世系 (descent)」をテーマとする討議を行うことを提案した。その基本的な意図は、第一

条における「世系 (descent)」の射程をより明確にすることであった。それは、締約国さらには世界全体の利益のために、条約における主要な用語や概念を明確化する機会を定期的に設けることで、委員会の活動の幅を広げることでもあった。それより前の一般的勧告27の採択をもたらし、ロマ民族に対する差別をテーマとした討議と同様に、被差別集団自らが討議に加わり、それにより差別の被害者や集団の代表者の声を聞くことが最重要視された。このようなテーマ別討議の実施は、条約の正式な構造やプロセスからの逸脱ではなく、自分たちの専門性を特定方向に発展させたいという委員たちの願望の表れである。テーマ別討議を行うことは、反人種主義・差別撤廃世界会議の最終文書でカーストが言及されなかったことに対する「政治的」な対応ではなく、むしろ条約と密接に結びついた委員会の自発的な実践であった。二〇〇二年八月八日の午後、NGO、人権小委員会の専門家、そして政府代表による発表が行われた後、翌九日に、「世系に基づく差別」をテーマにした広範囲な討議が行われた。討議を終えた後の公式会合において、人種差別撤廃委員会は一般的勧告29の作成に取りかかった。

勧告の前文は、「委員会は、条約第一一条一項の『世系 (descent)』という文言が『人種』のみを指すものでは

なく、他の差別禁止事由を補完する意味および適用範囲を有する」というそれまでの一貫した見解をあらためて確認し、さらに、「『世系』に基づく差別がカーストおよびそれに類似する地位の世襲制度 (systems of inherited status) 等の、人権の平等な享有を妨げ、または害する。社会階層化の形態に基づく集団の構成員に対する差別を含む」ことを再度明言した。

勧告は、「世系に基づく差別」についての完全な定義付けをしているわけではない。その形態は人間性と同じように多様であるはずだからだ。<sup>29</sup>しかし、勧告は下記のような措置を講じることを政府に奨励している。

自国の管轄の下にある世系を共有する集団、とくに、カーストおよびそれに類似する地位の世襲制度に基づく差別を受けている集団の存否を確認するための措置をとること。当該集団の存在は、次のすべてまたはいくつかのものを含むさまざまな要素を基礎として認識しうる場合がある。世襲された地位を変更できないか、またはそれが制限されていること。集団外の者との婚姻について社会的に強制される制約があること。住居および教育、公的な場所および礼拝所、ならびに食料および水の公的供給所利用における隔離を含む、私のおよび公的隔離。世襲された職業または品位を傷つけるもしくは危険な作業

を放棄する自由が制限されていること。債務奴隷制に服していること。けがれまたは不可触という非人間的な理論に服していること。ならびに、人間の尊厳および平等に対する尊重が一般的に欠けていること。

前記で強調されているのは、屈辱的と感じそこから逃れたい制度、つまり「個人の地位が、その能力に関わりなく生まれや社会的出身によって決定し、決して変わらないうために、社会的な移動性が完全に欠如した」<sup>30</sup>制度によってがんじがらめになった個人に対する差別である。その記述は、一連の指標またはある種ひとかたまりの概念から構成されている。このような差別の存在は、おそらく一つの指標だけでは十分に指し示すことはできず、複数の指標を重層的に検討することにより、政府は差別構造の存在を認識しうるのである。

前文は、ダーバン宣言・行動計画で注意が向けられたアジア系・アフリカ系の人々や先住民族などの異なる世系形態にも言及することによって、この勧告で示される世系に基づく差別についての狭義の概念とそれより広い意味合いをつないだ構成となっている。委員会のメンバー一人ひとりの同意のもと、前文は、勧告で特定された世系に基づく差別の概念がカーストよりも広く、それを含むと強調している。<sup>31</sup> 委員会のこの主張が、特定の国

家を非難したり、一つの社会的制度を悪魔視するものと受け取られないようにすることが政治的にも、考え方の上でも重要である。勧告は、NGOから寄せられた地理的、文化的に幅広い範囲の報告やその他の情報源から得た情報に留意しながら、かかる限定的なアプローチを避けるよう十分に注意して作成された。<sup>32</sup> 前文ではさらに、自国領域内における世系に基づく差別の実態を認識するよう強く政府に呼びかけ、それらの差別に対する措置の実施努力を評価し、まだ措置を講じていない政府にはそうするよう強く奨励している。<sup>33</sup> 勧告の性質上、全体のトーンは批判的というよりは奨励的になっている。前文の最後の段落に至るまでその点は留意されており、勧告で示されたすべての措置をすべての場所で即時に実施せよとは命じておらず、「締約国に対して、自国の特定の諸状況の下で適当な以下の措置のすべてまたはいくつものものを採用するよう」勧告している。

差別の認識に関して述べた長文の段落(前述)の後に、勧告の実施に関する段落が続く。そこでは、一般的な性格を有する措置、世系に基づく集団の女性構成員に対する複合差別、隔離、インターネットを通じた憎悪発言の流布、司法運営、市民のおよび政治的権利、経済的・社会的権利、教育を受ける権利について述べられている。

勧告の各部の順序・配列は、おおよそ人種差別撤廃条約の形式にならっており、その表現方法はロマ民族に対する差別についての一般的勧告27を想起させる。段落のリストは、概ねNGOから提出された多種多様な報告をもとに作成された。それらは、この形態の差別が集団全体の生活を荒廃させているような、時に恐るべき状況を詳しく伝えるものだった。勧告の内容は、全体として完全なものとしてではなく、委員会のディアコヌ議長が断言したように、「正しい方向に一步を築くこと」<sup>(34)</sup>を意図して考えられた。多様な勧告事項は、社会が異なれば実施方法も異なってくるだろう。共通する課題もたくさんあるだろうが、各集団はそれぞれ独自の苦しみ方をしていて、彼（女）らは勧告に照らして独自の戦略を追求するだろう。

## 七 カーストと文化

形式的に言えば、勧告の目的はカーストやその他のいかなる文化的な制度に反目することでもない<sup>(35)</sup>と強調されるべきだろう。委員会は、条約の解釈において、マイノリティや先住民族の場合も含めて、文化的多様性の価値を強調してきた。勧告が強調するものは世系に基づく差

別（傍点は筆者強調）なのであって、「差別」とは通常、人権の尊重と相容れない不公平で恣意的で正当化することのできない区別という意味をもつ。それにもかかわらず、勧告は特定の形態の社会的、宗教的組織体であるカーストへの厳しい批判という方向に若干向かっている。文化への干渉という点が委員としての筆者を悩ませた。委員会が述べた意見を簡単に紹介する。

委員会が歴史的、文化的または宗教的な制度に対して干渉していないかと尋ねられたとすれば、同時に、誰の文化が問題にされ、誰がその文化を弁護しているのかが問われるだろう。カースト集団の構成員が自らの置かれている状況の妥当性に異議を唱えているとしたら、カーストへの帰属意識とその重要性は大きく弱まるだろう。<sup>(35)</sup>

ダリットの人々などによるカースト制度に対する多くの異議申し立て、そして彼（女）らが抑圧のもとで苦しんでいるという圧倒されんばかりの事実、条約の規範に忠実であるべき義務からして、委員会の注意を逃れることはほとんど不可能である。委員会は文化に対して高いレベルの尊重を示すが、そこにはつねに限度があり、つねに人権の観点で吟味をするという実践がある。たとえ吟味する際に念頭にある人権が、それ自身文化的な文

脈においてある程度の許容性をもっているとしてもである。吟味の対象となった制度を弁護するいかなる「文化論」にも委員会の注意はそれほど真剣には傾けられなかった。勧告の主たる目的は、世系に基づく差別が条約の範疇にあるということと諸国政府の反論に対して改めて主張すること、そしてもう一つは、生身の人間である被害者の苦しむ姿を知ることであった。文化への干渉の可能性にそれほど悩まず、普遍主義の原則に基づいて、勧告よりも踏み込むような発言をした委員もいた。<sup>36</sup>

## 八 委員会の役割

人種差別撤廃条約は、植民地主義とアパルトヘイトという双子の悪に悩まされていた時代に起草された。条約やそれに先行する宣言の策定に向かう勢いは、概ね人種的差別が現在では終息しつつある帝国主義的な統治システムと関連した害悪であるという認識から生じたものである。その後、「自国内」には人種的差別は見あたらないうという政府の執拗な主張や、条約の名称からして人種的差別は解消されるのではという期待も見られた。三〇年以上にわたるゆっくりとした進展の中で、人種的差別は、広範囲にわたって驚くべき根強さを見せて持続して

いる現象であることに政府は徐々に理解を促されてきた。条約の適用はこの人種的差別の執拗さに徐々に適応してきた。人種差別撤廃委員会は、差別の存在を否定し続ける政府報告に直面しながらも、諸国が聖者の集団ではないこと、差別が存在すること、そして差別的慣行のいかなる発現をも防ぐ法律を政府は制定しておかなければならないことを主張し続けてきた。

世系に基づく差別を受ける集団に関して、人種差別撤廃委員会はその存在と窮状を国際社会に説明する役割を担ってきた。委員会はこれまで、条約の主要な用語を科学的に精緻化する試みによってその役割を担ってきたのではなく、必要に応じて条約第一条を使って政府の取り組みに徐々に対応してきた。しかし、世系に基づく差別は定義はされていないとしても、今では一般的勧告29によつて少なくとも概念的説明が部分的になされたといえるだろう。現在の状況をいうと、カースト差別を受ける集団は、彼（女）らに対する差別の撤廃を主張し、政府は、それが条約の範疇にある人種的差別であるとは同意しなくとも、差別の解消自体には同意し、そして委員会はこのような差別に対して行動を起こすようさらに強い圧力をかけるために、ある程度望ましい接点の役割を担ってきた。国際人権法の表面的な構造を見る限り、カ-

ストの慣習の保持を求めることを支持する基盤は全く認識できない。委員会にとっては、このような慣習的制度には正当化されない特権のイメージしか見え、被害者の声しか聞こえず、受け継がれる不平等の醜さしか感じない。その支持者が拠りどころとするこの制度の意義と展望は、委員会には見えない。この場合の人権はある意味で神聖視されていて、理解され許されるに値しない社会的制度であるという別の視点で見ることが避けられている。しかしこれは、ある特定の社会・宗教的制度に関する議論の均衡した現時点での結果にすぎず、すべての慣習法や伝統的世界観を総じて否定する喩えと理解されてはならない。特に先住民族の権利に対する委員会の思慮深いアプローチにもっとも強く表れているように、委員会の文化的多様性の現実に対する広範で歓迎的なアプローチを鑑みればそうである<sup>37</sup>。

委員会は問題を最終的に決着させる権限はもっていない。その「力」はむしろ主張と説得の領域にある。それでもなお、条約の理念に忠実であろうとし、与えられた任務を独立と公平の精神で遂行する委員たちの職務として、カーストなどの問題についての政府に対する最終所見や一般的勧告が採択されてきた。政府が委員会の結論に対してあからさまに異論をとなえることは残念なこと

ではあるが、これも建設的対話のプロセスにおいて異常と見るべきではない。現在、筆者にとって、人種的差別の撤廃を目指した条約においてカースト問題を扱うことは不合理とは思えない。文書の起草とその後の委員会の実行のプロセスにおいて、世系に基づく差別がカーストに基づく差別を含み、条約の規範の範囲内にあることは数多く示されている。すべての政府がそうした委員会の取り組みに異論を唱えているわけではなく、反論する政府は、たとえ異論を提起したとしても、この形態の差別と闘うために積極的な努力を行っていることを強調している。

前述の通り、人種差別撤廃委員会の一般的勧告29は、このような努力を賞賛するとともに、それに倣うよう他国に奨励している。原則が対立する時、意見の違いを解消させることは結論を一時的に先延ばしすることにはすぎないと考え、合理的な意見を構築し、かつ擁護していくしか前に進む方法はない。

## 注

(1) 部落の人々は彼(女)らの状況を言い表すのに「カースト」という言葉を使うことに抵抗があるかもしれない。この論文で一般的に使っている「カースト」という言葉

は説明を簡単にするために使っているだけであり、特定の集団に属する人々の自己に対する呼称や記述を侵害するものではない。人種差別撤廃委員会の勧告は、テキストの所々で「カースト」という語を用いてはいるものの、「カースト」に基づく差別についての勧告ではなく、「世系に基づく差別」についての勧告である。

(2) 現在、ロマの運動の中でも、反差別の戦略を追求するのか、それともロマの「民族」(nation)としての自決権の承認を求める行動に向かうのかについて、同様の緊張感が見られる。例えば以下を参照。Roma and the Question of Self-determination: Fiction and Reality (Princeton, Project on Ethnic Relations, 2002) .

(3) 条約第一条一項。

(4) 反人種主義・差別撤廃世界会議の報告文書(A/CONF.189/12) 一〇四〜一〇五頁を参照。ユネスコによる「人種」概念の解体への働きかけの概要は以下を参照。K. Boyle and A. Baldaccini, 'A Critical Evaluation of International Human Rights Approaches to Racism', in S. Fredman (ed.), *Discrimination and Human Rights* (Oxford, Oxford University Press, 2001) . pp. 135-91, p. 152, n. 77. 「人種」の問題についての広範な解説は以下を参照。M.

Banton, *Racial Theories* (Cambridge, Cambridge University Press, second edition 1998) ; and 'The Historical Context of Racial Classification', 1984 UNESCO Yearbook of Peace and Conflict Studies (Westport, Conn. Greenwood Press, 1986) . pp. 79-127. 一九七八年の「人種及び人種差別に関するユネスコ宣言」については、以下の文献で考察している。P. Thornberry, *International Law and the Rights of Minorities* (Oxford, Clarendon Press, 1991) . ch. 33.

(5) 人種差別撤廃委員会のJ. Lindgren Alves委員は「人種」のカテゴリーを解体する考えに強く反対している。ヨーロッパの代表による「人種」の否定について、「そのような解釈は、ややもすれば(ダーバン)会議の意義そのものを否定しかねない。人種の存在の否定は人種の差別の存在の否定を意味し、ひいてはそれと闘う必要はないということになる。そんなことは誰も謳っていない」と論じている。

(6) K. Booth, 'Three Tyrannies', in T. Dunne and N.J. Wheeler (eds.), *Human Rights in Global Politics* (Cambridge University Press, 1999) . p. 31.

(7) 上の文については、人種差別撤廃委員会の元委員長Michael Banton氏の'The Meanings of Race'の注釈によ

るという事が大きい。

- (8) R. Williams, *Keywords* (London, Fontana Press, 1998), p. 250.
- (9) S. Bayly, *Caste, Society and Politics in India* (Cambridge, Cambridge University Press, 1999), pp.105-106.

(10) (11) *ibid.* p.106.

(12) Bayly *○ Caste, Society and Politics in India* 中の「人種」と「カースト」の文差についての多くの言及を参照。

(13) 「カースト」という言葉は世界人権宣言では言及されていない。しかし、国連総会第二委員会の第二会期第一〇〇会合での議論に注目してほしい。そこでは、インド政府 (Habib 氏) によって第二条の文言に「カースト」の語を挿入することが提案された。しかし、その理由は「出生 (birth)」の語を挿入することに反対したいがためだった。「その他の地位 (other status)」や「社会的出身 (social origin)」という語がすべての分野を包括するには十分幅広い意味をもっており、したがって、インド政府代表はその提案に固執しないとした (Appadorai 氏が発言)。世界人権宣言の第二条によると、「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく」権

利と自由は享有される。非差別の根拠を「気前よく」列挙した法律文書には、他にも「雇用及び職業についての差別待遇に関するILO第一一〇号条約」「人種、皮膚の色、性、宗教、政治上の意見、民族的出身又は社会的出身」やユネスコの「教育における差別待遇の防止に関する条約」(「国民的または社会的出身、経済的条件または出生」を含む)が挙げられる。これら三つの文書のすべてが(人種差別撤廃)条約の前文で言及され、禁止される差別の範囲が広く解釈されることを支持している。

(14) Thornberry, *International Law and the Rights of Minorities*, pp. 261-262. インド政府の主な働きかけは国連総会第三委員会の第一二九九会合および第一三〇六会合で行われた(議事録A/C.3/SR.1299およびA/C.3/SR.1306による)。

(15) A/C.3/SR.1299の第二九段落を参照。起草過程でのインドの提案は主にA/C.3/L.1216に見られる。また、A/C.3/SR.1306(第一二段落)によれば、ガーナ政府代表が条約第一条の起草案に関して「家系 (ancestry) および以前の国籍・民族性 (nationality) の概念は(中略) インドの提案の中の『世系 (descent)』および『出身地 (place of origin)』によって十分に表されているようだ」と発言している。

- (16) A/C.3/SR.1306の第二五段落を参照。また、A/C.3/SR.1303の第二〇段落も参照。
- (17) A/C.3/SR.1309の第三段落(チェコの提案)、同第四段落(オーストリアの提案)、および同第五段落(チェコの提案撤回の承諾)を参照。詳細は書かれていない。
- (18) A/51/18の第三五二段落を参照。この立場は多くの人種差別撤廃委員会の委員によって強く表明された。「もし『descent(世系)』が『race(人種)』と同格であるなら、条約においてその両方の概念が含まれる必要はなかったはず」(Wolfrum 委員、CERD/C/SR.1161の第二〇段落)、「委員会が考える『race(人種)』と『descent(世系)』の概念は明らかにインド政府のそれとは異なる」(Van Boven 委員、CERD/C/SR.1162の第一四段落)、「カーストおよびトライブは世系(descent)に基づいてきたという事実はそれらを厳密に条約の範囲内にもたらしただ」(Chigovera 委員、同第二二段落)ほか。
- (19) 第一〇回―一四回をまとめたインド政府の定期報告(CERD/C/299/Add.3)では、「カーストもトライブも“descent”(世系)に基づく制度である。(中略)しかし、条約の中で用いられた“descent”は明らかに『人種』のことを言っているのだから(中略)指定カーストおよび指定部族に関するインド政府の政策は条約第一条の範疇には入らない」(第七段落)としてゐる。CERD/C/SR.1161の第四段落、SR.1162の第三六段落も参照。
- (20) 人種差別撤廃委員会の委員の一人(van Boven 委員)は、条約起草時のインド政府の貢献を思い起こさせ、「歴史的な貢献とこの報告に表れた態度には不一致があるようだ」との意見を述べた(CERD/C/SR.1162の第一五段落)。
- (21) 人種差別撤廃委員会第四九会期の会期中に提出されたインド政府の第一〇回―一四回定期報告に対する委員会の最終所見についてのインド政府の準備意見(A/51/18)の二二八頁、第三段落(a)。インド政府代表の一人は『人種』の概念は『カースト』とは全く無縁ではないが(中略)人種の差異は文化的差異から派生したものであり(中略)人種がカーストの決定要因では決してなかった」と、微妙な見解を述べた(CERD/C/SR.1163の第三段落および第四段落)。以下も参照。Sanjay Ghose, 'Untouchability and the law', 13 Interights Bulletin, No. 3 (2001), pp.98-100. P. Thornberry, 'CERD and indigenous peoples, with remarks on caste-based discrimination', *ibid.*, pp. 96-98.
- (22) 日本政府の報告(二〇〇〇年九月二六日、CERD/C/350/Add.2)は、部落問題に全く言及していない。
- (23) 委員会の(訳者注―ネパールに対する)最終所見

(A/55/18の第二九九段落)では「委員会はカーストに基づく差別が存在していること、そしてこの制度が国民の一部に、条約で保障された権利の享有の否定をもたらしていることに引き続き懸念をもつ」としている。

(24) ソマリアでの紛争は委員会によって世系 (descent) に基づくものと見なされ、したがって、条約の範疇において検討された (A/47/18の第二二五―二二六段落を参照)。また、ブルキナファソについての人種差別撤廃委員会の最終所見 (A/52/18の第六二四段落)、およびモリシヤス (A/51/18の第五四八段落)、マリ (A/57/18の第四〇六段落)、セネガル (A/57/18の第四四五段落) のそれを参照。

(25) 委員会の最終所見 (A/56/18) の第一六六段落。日本政府報告の審査の前および審査の期間中にNGOから広範な報告が提出された。その中には日本弁護士会の報告も含まれた。部落解放・人権研究所と部落解放同盟は、ニュースレターなどの文献を通じて、委員会による部落問題の理解に貢献した。また、以下も参照した。E. A. Su-lan Reber. 'Buraku Mondai in Japan: historical and modern perspectives and directions for the future' (1999) 12 *Harvard Human Rights Journal* (1999), 299.

(26) 委員会によって採択された最終見解に対する日本政府

の意見 (A/56/18) の一五八頁、第二段落。さらに(第三段落で)、部落の人々に対する差別の解消を目的とした措置の概要が説明され、「多様な計画に基づいて差別意識の解消のための教育・啓発が推進され、国民の間の差別意識も一定解消されてきていると考える」と付け加えられている。

(27) 八月九日の「公式の」テーマ別協議の議事については CERD/C/SR.1531を参照できる。さらに、一般的勧告の起草に関する議論については CERD/C/SR.1545および CERD/C/SR.1547を参照。NGOによる二三件の意見発表および人権小委員会の四人の委員とインドとネパールの政府による意見発表が行われた八月八日のテーマ別協議の議事録はない。

(28) A/57/18G-11-117頁。

(29) 『世系 (descent)』という語は、社会から肯定的もしくは否定的に評価される特定の性質を代々受け継ぐという意味を含んでいる。その結果生じた社会の階層化が、社会の他の成員から排除され『不可触』として見なされる人々の集団の出現をもたらした」(CERDE/C/SR.1531の第一八段落、人種差別撤廃委員会の Valencia Rodriguez 委員の発言)。

(30) 人種差別撤廃委員会の de Goutres 委員の発言 (CERD/

C/SR.1531の第四〇段落)。

(31) 人種差別撤廃委員会の Piliat 委員の発言 (CERD/C/SR.1531の第四一〇段落)、『また、Aboul-Nasr 委員(同第二一三段落)、筆者(同第一三段落)、Lindgren Alves 委員(同第二九段落)、Yuzis 委員(同第二六段落)、Diacou 委員(同第四五段落)の発言も参照。』

(32) 人種差別撤廃委員会の Amir Alves 委員と Lindgren Alves 委員の発言 (CERD/C/SR.1531の第三四段落および第二九段落)を参照。

(33) 人種差別撤廃委員会の委員としての筆者の発言 (CERD/C/SR.1545の第四三段落)。

(34) CERD/C/SR.1531の第四六段落。

(35) CERD/C/SR.1531の第一二段落。

(36) 人種差別撤廃委員会の Lindgren Alves 委員の発言

(CERD/C/SR.1531の第三一〇〜三一一段落)。

(37) P. Thornberry, *Indigenous Peoples and Human Rights* (Manchester: Manchester University Press, 2002) . ch. 8.  
P. Thornberry, *Indigenous Peoples and Human Rights* (Manchester: Manchester University Press, 2002) . ch. 8.

追記 紙幅の制限により、著者および反差別国際運動 (IMADR) の承諾を得て脚注を短く編集したうえで、

“Peoples for Human Rights: Human Rights Journal of IMADR” Vol.9 (2003) から翻訳・転載させていただいた。

(翻訳：川本和弘)

東日本の部落・差別問題研究

明日を拓く

51号

頒価1000円+税

特集 研究者たちに聞く——近現代部落史研究のこれまでとこれから

大串夏身さん——部落史研究と人権問題

黒川みどりさん——私の部落史研究のみちのりをたどりなおすと

朝治 武さん——運動史から切りこむ

小林丈広さん——部落史からの問いかけ

宮前千雅子さん——部落史と女性史と

〈分類〉する共同体——『汚穢と禁忌』の読み方(Ⅱ)

国土・境界・神仏習合・ケガレ(中)——近世被差別身分を発生史的に溯る

井桁

吉田

碧

勉

発行：東日本部落解放研究所

発売：(有)解放書店

東京都台東区今戸 2-8-5

☎ 03・5603・1861